

別表第1（第2条関係）

不良度の測定基準表

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高 評価点	評価 結果
構造一般の 程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	(点)
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
構造の腐朽 又は破損の 程度	基礎、土 台、柱又 ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破 損しているもの等小修理を要するもの	25	100	
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、 はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の 数か所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するも の	50		
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著し く崩壊の危険のあるもの	100		
	外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の 露出しているもの	15		
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく 下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じ ているもの	25		
	屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りの あるもの	15		
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、た る木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25		
		屋根が著しく変形したもの	50		
防火上又は 避難上の構 造の程度	外壁	延焼のおそれのある外壁	10	30	
		延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20		
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
排水	雨水	雨樋がないもの	10	10	
備考 1つの評価項目につき該当評価内容が複数ある場合においては、当該評価項目についての評価点は、該当評 定内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点とする。					

別表第2（第2条関係）

周囲への影響度判定表

項目	判定内容
落下物による危険性	外壁材や屋根瓦等が落下している、又は落下のおそれがある建物で、当該部分から当該部分の高さの2分の1以内に次に掲げる要件を満たす道路又は隣地の境界線があるもの （1） 隣地又は道路は、当該建物の高さより低い位置にある。 （2） 隣地は、公園等で不特定多数の者が使用するものを除き、現に使用されている建築物が存在しているものである。
倒壊による危険性	倒壊等のおそれのある建物で、当該建物から当該建物の高さ以内に次に掲げる要件を満たす道路又は隣地の境界線があるもの （1） 隣地又は道路は、当該建物の高さより低い位置にある。 （2） 隣地は、公園等で不特定多数の者が使用するものを除き、現に使用されている建築物が存在しているものである。